

**富士見市**  
**公共施設自動販売機**  
**設置事業者募集要項**

**令和7年2月**  
**富士見市**

## 目 次

1	自動販売機設置事業者募集スケジュール	1
2	設置事業者募集物件	2
3	応募資格要件	2
4	貸付契約の内容の概要等	2
5	応募申込手続	4
6	入札	6
7	開札	8
8	契約	9
9	契約保証金	9
10	落札者の決定の取消し	10
11	その他	10
12	問合せ先	10

### <様式>

- 1 物件一覧
- 2 物件明細
- 3 各種様式
  - (1) 公共施設自動販売機設置事業者応募申込書 (様式第1号)
  - (2) 誓約書 (様式第2号)
  - (3) 委任状 (様式第3号)
  - (4) 質問書 (様式第4号)
  - (5) 入札書 (様式第5号)
  - (6) 自動販売機設置に係る売上報告書 (様式第6号)
- 4 市有財産賃貸借契約書 (案)

富士見市では、市内の公共施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札により設置事業者を決定しています。自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項を熟知の上、お申し込みください。

## 1 自動販売機設置事業者募集スケジュール

### (1) 募集要項の公表

**令和7年2月12日（水）から**

市ホームページに掲載するほか、公共施設マネジメント課窓口で配布します。

### (2) 質問書の提出

**令和7年2月18日（火）正午まで**

※公共施設マネジメント課へ持参又は電子メールにて提出してください。

（持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。）

※令和7年2月21日（金）までに回答します。

### (3) 応募申込書の提出

**令和7年2月28日（金）午後5時15分まで**

※受付は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とします。

※公共施設マネジメント課へ持参してください。

### (4) 入札

**応募申込書提出後から令和7年3月4日（火）正午まで**

※受付は、令和7年3月4日を除き、平日午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とします。

※公共施設マネジメント課へ持参してください。

### (5) 開札

**令和7年3月5日（水）午後3時**

会場：埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 分館3階 会議室

開札結果は、後日市ホームページにて公表します。

### (6) 契約

**令和7年3月22日（金）までに**契約書に記名押印の上、提出してください。

### (7) 自動販売機の設置期間

**令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで**

## 2 設置事業者募集物件

別紙「物件一覧」のとおり

## 3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす法人又は個人に限り応募できます。

- (1) 法人の場合は埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有すること、個人の場合は富士見市に居住し埼玉県内で業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有している者であること。
- (4) 富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年富士見市告示第246号）別表に定める措置要件に該当していないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立をしていない者であること。
- (7) 県税及び富士見市税の未納がないこと。

## 4 貸付契約の内容の概要等

### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付け（賃貸借契約）とします。

### (2) 貸付期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで（3年間）

### (3) 貸付料

年額の貸付料は、富士見市が設定する最低価格以上で、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

貸付料の支払いについては、別途発行する納入通知書により、指定された納期限内に当該年度の貸付料を一括で納入してください。

### (4) 費用負担

#### ① 電気代

自動販売機の設置・管理・運営に係る電気代は、設置事業者の負担とします。なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において証明用電気計器を設置し、毎年度末に検針を実施するものとします。

#### ② 自動販売機の設置及び撤去に係る費用

自動販売機の設置に際し、必要となる一切の費用については、設置事業者の負担とします。なお、自然災害等により、自動販売機の設置継続が困難となった場合や、契約期間が満了した場合は、設置事業者により自動販売機を撤去することとし、撤去に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

③ その他維持管理等に係る経費

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

## (5) 貸付上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコールを含む。）の販売はしないこと。
- ④ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ⑤ 災害発生時（震度5弱以上及び気象警戒発令時において相当な被害が発生した場合等で、市が非常体制を敷く場合で、停電等により自動販売機が通常の稼働をできなくなった場合）に無料で飲料提供を行うこと。
- ⑥ 次の（a）～（c）に該当する仕様とすること。
  - （a）ユニバーサルデザイン
  - （b）キャッシュレス決済対応
  - （c）令和6年7月3日から発行されている新しい日本銀行券（一万円札、五千円札、千円札）に対応するもの

## (6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として自動販売機1台に対して1個以上の割合で、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器回収ボックスを自動販売機に併設すること。また、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器について、設置事業者の責任で、空き容器等が溢れることのないよう回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう自動販売機本体に明記すること。

## (7) 契約の解除等

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除できるものとします。

- ① 市において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とする

き、又は、賃貸借物件の建替え等によって設置の継続が困難となったとき。

- ② 入札に関する各種提出書類（申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認される等、本募集要項の規定に違反したとき
- ③ 貸付料その他の債務の支払を期日から2か月以上怠ったとき。
- ④ 市の書面による承諾なく、2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- ⑤ 市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- ⑥ 設置事業者の信用が著しく失墜したと市が認めるとき。

### (8) 売上報告書の提出

設置事業者は本件賃貸借に係る売上状況（月毎の売上本数及び売上金額）を、年度毎に取りまとめ、翌年度の4月15日までに様式第6号により市へ報告してください。

### (9) 原状回復

設置事業者は、設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は破損したときは原状回復をしてください。

また、貸付期間が満了するときは満了日までに原状回復してください。

## 5 応募申込手続

※申込みに当たっては、この募集要項の内容及び現地をよく確認の上お申込みください。

### (1) 受付期間

令和7年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 申込方法

下記の受付場所に直接書類を持参してください。

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部公共施設マネジメント課財産管理グループ（富士見市役所分館3階）

### (3) 申込みに必要な書類（提出部数 各1部）

	提出書類	法人	個人
①	公共施設自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）	○	○
②	公的機関が発行した顔写真入りの身分証明書 ※代理人により入札参加する場合には、代理人の身分証明書も提出すること。		○
③	誓約書（様式第2号）	○	○
④	委任状（様式第3号） ※代理人により入札参加する場合に必要です。 ※法人が申込される場合で、当該法人の申込者（代表者）以外の従業員が申請される場合も委任状が必要です。	△	△

⑤	商業登記簿謄本（写しでも可）	○	
⑥	住民票記載事項証明（写しでも可）		○
⑦	令和5年分所得税確定申告書の写し		○
⑧	印鑑証明書	○	○
⑨	納税証明書（写しでも可） ※「添付する納税証明書一覧」を参照	○	○
⑩	設置を希望する自動販売機のカタログ（サイズ及びデザインの確認ができるもの）	○	○

※⑤、⑥、⑧、⑨については、発行後3か月以内のものとしてください。

※提出された書類は返却しません。

※添付する納税証明書一覧

法人用

証明書の種類	法人事業税（県税）	法人県民税（県税）
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	埼玉県県税事務所
富士見市内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○
富士見市外で埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○

個人用

証明書の種類	個人事業税（県税）
証明書交付機関	埼玉県県税事務所
富士見市内に居住し、埼玉県内で業を営んでいる者	○

※富士見市税については、滞納がないことの確認を富士見市収税課に確認いたしますので、納税証明書の提出は不要です。

なお、納税状況の確認を実施することについては、誓約書（様式第2号）において同意していただきます。

## (5) 申込書等の書き換え等の禁止

応募者は、提出した応募申込書等の軽微な補正を除き、書換え又は撤回をすることはできません。

## (6) 募集要項に対する質問

申込みに当たり、募集内容等について質問がある場合には、次の提出期限までに質問書（様式第4号）により作成の上、公共施設マネジメント課宛てに提出してください。

### ① 提出方法

質問書を持参又は電子メールにて提出してください。ただし、電子メールの場合は、必ず到達確認をしてください。

E-mail : kanzai@city.fujimi.saitama.jp

### ② 提出期限

令和7年2月18日（火）正午まで

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### ③ 回答方法

令和7年2月21日（金）までに、すべての質問及び回答を市ホームページに公表します。併せて、担当者のメールアドレスへ送付します。

## (7) 応募申込後

### ① 審査が正常に終了した場合

応募申込審査完了メールを送付いたします。

### ② 応募申込書に不備がある又は応募資格に疑義がある場合

不備の補正又は疑義解消のための連絡を行いますので、入札書の提出期限（令和7年3月4日（火）正午）までにご対応ください。

なお、上記期限までに不備が補正又は疑義が解消されなかった場合には、入札書を提出していたとしても無効となりますので、ご注意ください。

### ③ 応募資格がないことが明らかである場合

審査失格メールを送付いたします。

この場合、入札書を提出していたとしても無効となります。

※審査には2～3営業日程度かかります。

## 6 入札

一般競争入札とし、入札参加者が1者の場合であっても入札は有効に成立するものとします。

### (1) 入札期間

応募申込書提出後から令和7年3月4日（火）正午まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※令和7年3月4日（火）を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

※応募申込書の提出と同日に提出することも可能です。

## （2）受付場所

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 分館3階 公共施設マネジメント課

※上記受付場所に直接必要書類を持参してください。

## （3）提出書類（当日持参する物）

① 入札書（様式第5号）

② 来庁する方の顔写真入りの身分証明書（マイナンバーカード、自動車運転免許証、社員証等）

※来庁する方は応募者本人又は手続を委任された代理人である必要があります。

③ 委任状（様式第3号）

※代理人により入札書を提出する場合で、応募申込手続時に委任されていない者が代理人となる場合に必要です。

## （4）入札金額

入札書（様式第5号）に記載する金額は、年額とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）となります。

## （5）入札書等の提出方法

入札書（様式第5号）に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて封をしてください。封筒の表面には「富士見市長 星野 光弘 宛」「件名 富士見市公共施設自動販売機設置事業者募集」及び応募者名称を記入し、裏面は図のとおり封筒の継ぎ目に封印をしてください。

その他の提出書類も併せてご提出ください。

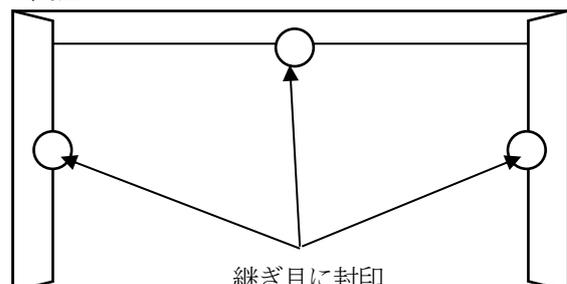
※入札書及び封筒に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものをご使用ください。

<入札書の封筒記入例>

表面

富士見市長 星野 光弘 宛
件名 富士見市公共施設自動販売機設置事業者募集
(応募者名称)

裏面



## (6) 書換え等の禁止

一度提出した入札書の変更又は撤回はできません。

## (7) 入札書の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札者の記名押印のない入札書
- (2) 入札書(様式第5号)の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書
- (4) 入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (5) 入札書提出期限までに応募申込書の審査が完了していない者が提出した入札書
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (8) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (9) 2通以上の入札書を提出した者の入札書又は2以上の者の代理をした者の入札書
- (10) 市が定める最低価格に達しない価格の入札書
- (11) その他この募集要項に規定する条件に違反した者が提出した入札書

## (8) 落札者の決定

設置事業者は、市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者に決定します。

## (9) くじによる設置事業者の決定

- ① 同額を入札した者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。
- ② 入札した者が、開札時にいない等、くじを引くべき者がいない場合には、市が指定した者(当該審査に関係のない職員)が入札者に代わってくじを引き、設置事業者を決定します。

### ※くじ引き方法

- ① 応募申込順にくじを引く順序を決めるくじ引きを実施する。
- ② ①で決定した順序でくじ引きを実施し、設置事業者を決定する。

## (10) その他

入札書の受領時に受付済証を交付しますので、開札時にお持ちください。

## 7 開札

開札への参加は任意となります。

### (1) 開札実施日

令和7年3月5日(水) 午後3時から

※受付は当日の午後2時30分から午後3時00分までの間に開札場所で行います。

## (2) 開札場所

富士見市役所 分館3階 会議室

## (3) 提出書類

- ① 入札書提出時に交付した受付済証
- ② 応募者本人又は手続きを委任された代理人の顔写真入りの身分証明書（マイナンバーカード、自動車運転免許証、社員証等）
- ③ 委任状（様式3）  
※代理人が開札に参加する場合で、応募申込時及び入札書提出時に委任されていない者が代理人となる場合に必要です。

## (4) その他

- ・落札者の方には、契約に関する説明を実施しますが、日時は別途調整いたします。
- ・開札に参加できる人数は応募者本人又は手続きを委任された代理人を含め3名までとします。ただし、応募者本人又は手続きを委任された代理人以外の者が参加する場合には、応募者本人又は手続きを委任された代理人が必ず同席する必要があります。

## 8 契約

### (1) 契約書の作成

落札者には、別添の契約書（案）により契約を締結していただきます。契約書は富士見市で2部用意します。富士見市保管用のもの1部に貼付する収入印紙（落札金額に応じたもの）は、落札者の負担となります。なお、富士見市が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

### (2) 契約締結期限

令和7年3月22日（金）まで

※上記期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となりますので、十分ご注意ください。

## 9 契約保証金

### (1) 契約保証金の納付が必要な場合

落札者には次に掲げる場合を除き、契約締結前までに、契約保証金を納付していただきます。

- ・令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体と1契約（契約先及び契約期間が同一の複数契約も1契約とみなす）で6台以上の自動販売機の設置に関する契約を2件以上締結している状況にあり、これら全てを誠実に履行していること。

※契約締結日は令和5年4月1日以前でも構いません。

### (2) 金額

契約額×3か年の10/100にあたる金額（千円未満切上げ）

### (3) 納付方法

#### ①納入通知書による納付

納入通知書により納付する場合には、富士見市から「納入通知書」を送付しますので、納付期限までに富士見市が指定する金融機関に納付してください。

#### ②銀行振込による納付

銀行振込により納付する場合には、納付期限までに富士見市が指定する口座に電信扱いで納付してください。

※契約保証金を納付した後、その納付を証明するものの原本(例:納付書兼領収書、通帳等)を契約時に提示していただきます。

※納入通知書により納付する場合には、手数料はかかりません。

※銀行振込で納付する際の手数料は落札者の負担となります。

### (4) 納付期限

令和7年3月22日(金)まで

※賃貸借契約の締結期限も上記期限までとなります。

## 10 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに契約手続に応じなかった場合
- (2) 落札者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他契約の相手方として不相当と認められる場合

## 11 その他

- (1) 申込み及び契約の手続に関する一切の費用は、応募者(落札者)の負担とします。
- (2) 事情により予告なく公募内容を変更し、又は取り止める場合があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わないものとしします。

## 12 問合せ先

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部公共施設マネジメント課財産管理グループ(富士見市役所 分館3階)

電話番号: 049-257-5637(直通)

E-mail: kanzai@city.fujimi.saitama.jp